

# 公益財団法人 連合総合生活開発研究所

## 寄附金等取扱規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第6条第4項の規定に基づき公益財団法人連合総合開発研究所（以下「本財団」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において寄附金とは、次の各号に定めるものをいう。

- ① 一般寄附金 広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ② 特定寄附金 広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- ③ 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

### (一般寄附金の募集)

第3条 本財団は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条第1項の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

### (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金用途及びその他必要な事項を説明する書面（以下「募金目論見書」という。）を作成しなければならない。

### (募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募集目論見書を募集の対象者に事前に交付しなければならない。

### (受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付するものとする。

(特別寄附金)

第7条 本財団は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 第1項の寄附金が以下の各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

- ① 国、地方自治体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体が行う寄附により、特別の利益を受ける場合
- ② 寄附金はその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- ③ 寄附金の受け入れに起因して、本財団に著しく資金負担が生ずる場合
- ④ 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上支障があると認められる場合または本財団が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第8条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第9条 寄附者に関する個人情報については、個人情報保護法の規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

(公益財団法人連合総合生活開発研究所の設立の登記の日)

この規程の一部改正は、2011年9月16日から施行する。